

## 令和7年度 第1回 帯広市消費生活審議会 議事概要

日 時：令和8年2月25日（水）13:30～14:40

場 所：帯広市役所10階 第2会議室

### ○出席者（6名）

委 員：阿部委員、村上委員、佐藤委員、谷村委員、藤森委員、増本委員

事 務 局：三谷商業労働室長、高木商業労働課長、廣澤商業労働課長補佐、  
屋仲労働消費係長、浅沼係員、浜田事務員

傍聴者等：なし

配付資料：座席表、次第

資料1 帯広市消費生活審議会委員名簿

資料2 第3期帯広市消費生活基本計画施策評価

参考資料 第3期帯広市消費生活基本計画、帯広市消費者行政概要、  
帯広市消費生活条例、帯広市消費生活条例施行規則

### 1. 委嘱状交付

### 2. 挨拶

### 3. 開 会

出席委員が過半数に達していることから本審議会は成立（6名中6名出席）。

### 4. 議 事

#### （1）会長及び副会長の選出

##### 【事務局】

会長、副会長の選出については、消費生活条例施行規則第19条の規定により、委員の互選となっているが、どのように選出したらよいか。

##### 【委員】

事務局一任にていかがか。

（異議なし）

**【事務局】**

事務局案として、会長を阿部委員、副会長を村上委員としてはいかがか。

(異議なし)

(2) 専門部会について

**【会長】**

消費生活条例第38条第8項で、専門部会を置くことができるとなっており、本審議会に専門部会を設置してよろしいか。

(異議なし)

**【会長】**

専門部会の委員の指名は、消費生活条例施行規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっている。また、条例施行規則には人数についての定めはないが、その役割を考慮して、村上委員、増本委員、佐藤委員の3名を指名する。

**【会長】**

部会長については部会に属する委員による互選となっているが、推薦はあるか。

(発言なし)

**【会長】**

事務局にて案はあるか。

**【事務局】**

これまでの経験から村上委員にお願いしてはいかがか。

(異議なし)

(3) 報告事項

ア 第3期帯広市消費生活基本計画施策評価について  
—事務局より資料2に基づいて説明—

**【会長】**

意見、質問等はないか。

**【委員】**

アドバイスセンターに寄せられる相談事例はどのようなものが多いのか。

**【事務局】**

「消費者行政概要」の10ページに記載の通り、特に通信販売に関する相談が多い。近年は、「1回限りの格安のお試し価格で販売する」という広告から、お試し分だけ購入したつもりが、実際には定期購入の契約になっていたといった事例が目立っている。

**【委員】**

最近では副業詐欺などが非常に増えている。令和6年度の相談件数は前年対比で減っているとのことだが、警察に相談してアドバイスセンターへ行かずに泣き寝入りするパターンも多く、実際の被害件数が全て反映されているわけではない。

**【委員】**

その他、訪問型の買い取り業者や子どものスマホゲーム課金に関する相談なども増えている。

**【会長】**

スマートフォンに関するトラブル防止について、親子を対象とした講習会などを実施するのはいかがか。

**【委員】**

近年はPTAも少なくなり、親世代に消費者被害防止のための周知をする機会が無くなってきている。親世代に向けて、トラブルとなった事例や注意事項等を広く周知していくことが被害防止に有効。

**【会長】**

全体を通して、質問、意見はないか。

(特になし)

**5. 閉 会**

以上